船舶事故調査報告書

平成２４年３月１５日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　横　山　鐵　男（部会長）
委　　員　庄　司　邦　昭
委　　員　石　川　敏　行
委　　員　根　本　美　奈

事故種類	衝突
発生日時	平成２３年６月２８日　１７時４０分ごろ
発生場所	広島県呉市呉港広区 　呉港阿賀沖防波堤西灯台から真方位１４８°　１．２海里付近 　（概位　北緯３４°　１２．２′　東経１３２°　３６．５′）
事故調査の経過	平成２３年９月２日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 　原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等 　Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 　機関、出力、進水等	 Ａ　貨物船　共和丸、１９９トン 　　１３４５９０、有限会社仲矢海運、豊國海運株式会社 　　５４．５１ｍ（Lr）×９．６０ｍ×５．４６ｍ、鋼 　　ディーゼル機関、７３５kW、平成８年３月 Ｂ　漁船　明神丸、４．８０トン 　　ＨＳ３－３７９８１（漁船登録番号）、個人所有 　　１４．９５ｍ×３．０６ｍ×０．９５ｍ、ＦＲＰ 　　ディーゼル機関、漁船法馬力数１５、平成１１年６月２６日
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ　男性　６６歳 　　五級海技士（航海） 　　　免　許　年　月　日　昭和４９年１０月１８日 　　　免 状 交 付 年 月 日　平成２１年９月２日 　　　免状有効期間満了日　平成２７年７月１８日 Ｂ　船長Ｂ　男性　４８歳 　　二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 　　　免 許 登 録 日　昭和５８年９月２２日 　　　免許証交付日　平成１９年１０月１８日 　　　　　　　　　（平成２５年９月２１日まで有効）
死傷者等	Ａ　なし Ｂ　負傷　１人（船長Ｂ）
損傷	Ａ　右舷船首部に凹損 Ｂ　船首部に亀裂
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか３人が乗り組み、呉港広区において投錨し、船首をほぼ西に向けて錨泊中、平成２３年６月２８日１７時４０分ごろＢ船の左舷船首部とＡ船の右舷船首部とが衝突した。 　Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、呉市阿賀漁港を出港し、漁場に向けて呉港広第２号灯浮標を正船首少し右方に見る針路とし、自動操舵により

	南南東進した。 　船長Ｂは、前路に錨泊中のＡ船を認めていたが、同船を左舷方に見て通過する状況であったので、操業に備えて船尾甲板上で漁網のもつれを直す作業を行っていたところ、Ａ船と衝突した。 　自室にいた船長Ａは、衝撃によりＢ船がＡ船に衝突したことを知り、海上保安庁に本事故の通報を行った。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風力　４、視界　良好 海象：潮汐　上げ潮の中央期、潮流　約２．１～２．６ノットの東流	
その他の事項	Ａ船は、検疫錨地に錨泊し、船橋当直者を配置していなかった。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	あり
	判明した事項の解析	Ａ船は錨泊中、Ｂ船は自動操舵により南南東進中、呉港広区において、両船が衝突したものと考えられる。 　船長Ｂは、錨泊中のＡ船を左舷方に見て通過する状況であったので、船尾甲板上で漁網のもつれを直す作業に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、Ａ船に向けて航行していることに気付かなかったものと考えられる。 　Ｂ船は、風及び潮流の影響により、東方へ圧流されていたものと考えられる。
原因	本事故は、呉港広区において、Ａ船が錨泊中、Ｂ船が自動操舵により南南東進中、船長Ｂが、船尾甲板上で漁網のもつれを直す作業を行い、見張りを行っていなかったため、Ａ船に向けて航行していることに気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のものが考えられる。 　・航行中は常時適切な見張りを行わなければならないので、見張りの妨げとなる作業は行わないこと。	